

WELCOME TO KATSUSHIKA

旅行者の皆様へ

葛飾区旅行商品造成事業補助金

送客実績に応じて
1商品あたり **最大40万円** 補助

- ※ 同一旅行事業者への補助上限額は80万円まで
- ※ 同一旅行事業者の補助対象事業数は10商品まで
- ※ 既定の予算に達し次第、終了となります。



申請期間

令和7（2025）年

5/7（水）から 12/12（金）まで

※ 旅行商品は、令和8（2026）年2月23日（月）までに終了するもの

主な助成要件

- （1）葛飾区内を目的地または経由地とすること
- （2）葛飾区ならではの文化観光資源を活用して区内の観光スポットを2箇所以上旅程に組み込むこと
- （3）参加人数が10人以上であること（乗務員及び添乗員を除く）
- （4）葛飾区内での食事または軽食付とすること
- （5）必要に応じて感染症対策を講じていること
- （6）補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日までに実績報告を行うこと



詳細はこちら
（葛飾区HP）

詳しくは“**葛飾区旅行商品造成事業補助金交付要綱**”をご確認ください。

問い合わせ先 **葛飾区産業観光部 観光課**

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階

☎03-3838-5558 ✉051700@city.katsushika.lg.jp



「葛飾区旅行商品造成事業補助金」交付までの流れ

事業者様

葛飾区

◆補助金の交付申請

交付申請期限
令和7年12月12日（金）

【提出物】

- ☐ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 事業計画書（別紙1）
- ☐ 事業経費明細書（別紙2）
- ☐ 旅行業登録証の写し
- ☐ その他、本事業における旅行商品の内容を補足する資料

提出

◇申請書の收受

審査

◇決定

（承認されたとき）
→交付決定通知（第2号様式）
（承認されなかったとき）
→不交付決定通知（第3号様式）

通知

◆旅行商品の販売開始

（旅行商品の変更があった場合は…）

◆変更承認申請

【提出物】

- ☐ 変更(中止・廃止)承認申請書（第4号様式）
- ☐ 変更前後が比較可能な資料

提出

◇申請書の收受

審査

◇決定

変更(中止・廃止)承認等通知書
（第5号様式）

通知

旅行商品の催行

◆実績報告

【提出物】

- ☐ 補助金実績報告書（第6号様式）
- ☐ 実績報告書（別紙3）
- ☐ 事業経費明細書（別紙4）
- ☐ 行程等旅行商品の内容が分かる書類
- ☐ アンケート調査結果
- ☐ その他の関係書類（領収書の写しや写真等、事業実績を明らかにする資料）

提出

◇報告書の收受

審査

◇決定

交付額決定通知書（第7号様式）

通知

◆補助金交付請求

【提出物】

- ☐ 補助金交付請求書（第8号様式）

提出

◇請求書の收受

審査

◇決定

（承認されたとき）
→補助金の支払い
（承認されなかったとき）
→交付決定取消通知書（第9号様式）

♥ ご不明な点がございましたらお問い合わせください

【お問い合わせ・書類送付先】

葛飾区産業部観光課 葛飾区旅行商品造成事業補助金担当
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階
電話：03-3838-5558
メール：051700@city.katsushika.lg.jp